

障害福祉人材確保支援

障害福祉人材就職支援金

本市の障害福祉人材の確保を図るため障害福祉サービスを行う上で必要な資格を有し市内障害福祉事業所へ就職する者に対し、就職支援金を交付します。

対象資格

- 1 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、准看護師、介護福祉士または保育士の資格を有する者
- 2 1の資格を有していない直接処遇等職員（相談支援専門員を含む）

支援金の額

- 1 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、准看護師、介護福祉士または保育士の資格を有する者は、30万円
 - 2 1の資格を有していない直接処遇等職員は、10万円
- ※申請はいずれか1回限り（異なる資格での複数申請不可）

対象者

次の要件をすべて満たす者

- 1 令和4年4月1日以降、市内の指定障害福祉事業所に常用労働者として就職した者
- 2 就職日前3か月以内に魚沼圏域（魚沼地域、南魚沼地域、十日町地域）の障害福祉施設に在籍していないこと（ただし、運営法人等の都合により退職した場合はこの限りではない）
- 3 障害福祉事業所において、障害福祉サービスを提供する業務に従事していること
- 4 障害福祉事業所の運営法人に直接雇用されていること
- 5 交付申請日において、同一法人が運営している障害福祉事業所の職員として1年以上在職していること
- 6 支援金交付後も引き続き市内の障害福祉事業所に勤務する意思があること
- 7 過去にこの要綱による支援金の交付を受けていないこと
- 8 住所地である市区町村における市区町村税の滞納がない者
- 9 魚沼市暴力団排除条例第2条第1号または第2号に該当しない者

支援金の返還

支援金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、返還を求めることがあります。

必要書類

障害福祉人材就職支援金交付申請兼請求書（様式第1号）に次の①～⑤の書類を添付して提出してください（様式は市ホームページからダウンロード可能）。

- ① 資格を有しているときは、これを証明する書類の写し
- ② 勤務証明書（別紙1）
- ③ 市区町村税の納税証明書（税務情報を照会できない場合のみ）
- ④ 誓約書（別紙2）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※本支援金は税務申告上の一時所得として扱われますので、確定申告の際は一時所得として申告してください。